

電力やデジタルプラットフォームにおける取組

1. 電力の送配電部門の法的分離に係る電力会社の会社分割

電力の送配電部門に関しては、一つの事業者が地域独占的にサービスを提供する形態は残しつつも、様々な事業者が送配電網を公平に利用できるよう、送配電網の中立性を一層確保するため、2020年4月1日に一般送配電事業者と送電事業者の法的分離が実施された。

法的分離（2020年4月1日）以降の各社の事業形態



資料：経済産業省

2. 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公平性の向上に関する法律

オンラインモールやアプリストアの実態調査から見えてきた課題として、規約の変更や取引拒絶理由等について不透明さがあり、取引先の予見可能性が低くなっているなどの問題があり、それが公正な競争を阻害する行為の原因ともなっており、利用事業者との関係で取引環境の改善は急務という背景。

当該法律では、デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公平性を高める必要性の高いものを対象とし、取引条件等の情報開示（取引拒絶の判断基準等）や変更の事前通知などを義務付け。

また、行政の報告徴収によって、契約上の秘密保持義務がかけられている商品等提供者からも情報提供を受けられるようにするとともに、違法事実を申し出た利用者に対する不利益取扱を禁止。